

地域医療介護総合確保事業に係る提案募集要領 (令和9年度事業分)

1 提案募集の趣旨

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、限られた医療・介護資源を有効活用し、地域における医療・介護サービスの提供体制を確保することを目的として、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」(以下、「基金」とする。)が各都道府県に設置されました。

基金の活用にあたっては、毎年度各都道府県が作成する計画に基づき事業を実施することとなっており、この度は令和9年度の「広島県計画」に位置づける事業について、提案募集を行います。(昨年度実施した事業を継続する場合も改めて御提案ください。)

【留意事項】

- ・現在、令和9年度の事業について見直しを含め内容検討しているところであり、事業の継続が確定しているものではありません。
- ・ご提案いただく際には、効率的かつ効果的な事業のご提案をお願いいたします。

2 対象事業

基金活用の対象となるのは、次の7区分のいずれかに該当する事業で、医療分と介護分に大別されます。

【医療分】

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

【介護分】

- III 介護施設等の整備に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業

対象事業の詳細については、別紙1「地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準事業例」及び、別紙2「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)メニュー一覧」を参照してください。

なお、区分III「介護施設等の整備に関する事業」は、各市町が事業見込量を取りまとめた上で、県に提案書等を提出するため、令和9年度以降の施設整備を希望する事業者におかれましては、整備予定の施設が所在する市町に御相談ください。

3 提出期限

令和8年9月30日(水) 必着

※ 但し、継続事業(昨年度実施した事業)で上記の期限に間に合わない場合は、事業担当課に相談の上、調整してください。

4 提出書類

- ・提案様式 1
- ・提案様式 2（総事業費の積算内訳書）
- ・県民向けに事業の概要が分かるイメージ図（絵） ※区分Ⅲを除く
- ・別添 A（介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票）※区分Ⅲのみ
- ・第 9 期介護保険事業計画または第 10 期介護保険事業計画における位置付けが分かる資料
※区分Ⅲのみ

5 提出方法

必要書類を作成の上、必ず以下の団体を通じて、電子メールにより御提出ください。

（提出先は別紙 3「令和 8 年度に実施する事業一覧（予定）」を参照）

【取りまとめ団体一覧】

一般社団法人広島県医師会	広島県国民健康保険団体連合会
一般社団法人広島県歯科医師会	公益社団法人日本認知症グループホーム協会広島県支部
公益社団法人広島県薬剤師会	全国軽費老人ホーム協議会中国ブロック
公益社団法人広島県看護協会	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
一般社団法人広島県病院協会	広島県訪問介護事業連絡協議会
全国自治体病院協議会広島県支部	広島市域通所サービス連絡協議会
公益社団法人全日本病院協会広島県支部	広島市域訪問介護事業者連絡会
広島大学	一般社団法人広島県介護支援専門員協会
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	一般社団法人広島県介護福祉士会
一般社団法人広島県精神科病院協会	公益社団法人広島県社会福祉士会
広島県訪問看護ステーション協議会	広島県社会保険労務士会
一般社団法人広島県助産師会	広島県介護福祉士養成施設協会
公益社団法人広島県理学療法士会	公益社団法人介護労働安定センター広島支部
一般社団法人広島県作業療法士会	一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
広島県言語聴覚士会	一般社団法人日本在宅介護協会
一般社団法人広島県歯科衛生士会	一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
広島市連合地区地域保健対策協議会	一般社団法人全国特定施設事業者協議会（広島県特定施設連絡会）
海田地域保健対策協議会	一般社団法人広島県医療福祉人材協会
芸北地域保健対策協議会	広島県民生委員児童委員協議会
広島県西部地域保健対策協議会	公益財団法人広島県老人クラブ連合会
呉地域保健対策協議会	公益社団法人認知症のひとと家族の会広島県支部
広島中央地域保健対策協議会	特定非営利活動法人ひろしま NPO センター
尾三地域保健対策協議会	広島県商工会連合会
福山・府中地域保健対策協議会	広島県生活協同組合連合会
備北地域保健対策協議会	広島県農業協同組合中央会
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会	広島県労働者福祉協議会
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	公益財団法人さわやか福祉財団中国ブロック
広島県社会福祉法人経営者協議会	広島県地域包括ケア推進センター
広島県老人福祉施設連盟	

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟 一般社団法人広島県老人保健施設協会	各市町
--	-----

6 留意事項

(1) 対象とならない事業

- ・ 診療報酬や介護報酬、その他の補助金で措置されているもの（措置予定を含む）は原則対象外となります。（例：休日夜間急患センター施設・設備整備事業、病院群輪番制病院施設・設備整備事業、救命救急センター施設・設備整備事業、共同利用施設・設備整備事業）
- ・ 在宅医療と介護の連携に関する事業については、市町が実施する介護保険法の地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）に該当する場合は、対象外となりますので、事前に各市町への御確認をお願いします。

(2) 事業者負担

- ・ 特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。

(3) 補助対象外となる経費

- ・ 汎用性の高い備品購入費（OA機器、カメラ、タブレット端末、Wi-Fi ルーター等）
- ・ 飲食費（弁当、お茶の購入費等）
- ・ 医療用機材やシステム等の維持にかかる経費（ランニングコスト、光熱費、ネット回線代等）
- ・ 自治体の行政経費（検討会の開催費等）

(4) その他

- ・ この提案募集は、あくまで県計画策定の参考とするものであり、御提案いただいた事業の実施をお約束するものではございませんので、御了承ください。また、既に県計画に盛り込むことが予定されている個別の事業の申請等については、事業担当課から別途御案内致します。
- ・ 本事業は単年度計画に基づき実施するため、原則その年度中に事業を完了する必要があります。但し、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に県の事業担当課に御相談ください。
- ・ 各事業の契約手続きについては、県の公共事業の扱いに準じていただきます。
- ・ 県の予算確保後も、国の交付金の内示状況によっては、事業が不採択、又は縮小される可能性がありますので、国の内示後に各事業に着手していただくようお願いします。
- ・ 各事業により取得した、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間での財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備をしてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。

7 今後の流れ

令和8年10月～	提案内容について、事業担当課が必要に応じてヒアリングを実施
令和8年11月～	事業化にむけた検討と並行して、県の令和9年度当初予算案を調整
令和9年2～3月	県の令和9年度当初予算を公表
令和9年3月～	県が国に「広島県計画」の基となる個別事業調書等を提出 国が県に対し、交付金の配分額を決定するための調査を実施
令和9年8月頃～	国が交付金の配分額を内示
	国の内示を踏まえ、「広島県計画」を正式に策定
	事業開始

8 問合せ先

個別の事業に関するお問合せは事業担当課へお願いします。(別紙3参照)

新規事業（今回初めて提案する事業）で事業担当課が不明な場合や、地域医療介護総合確保事業の全体に関するお問合せは下記へお願いします。

広島県健康福祉局 医療政策課 医療・介護推進グループ

担当 角・吉村

電話 082-513-3206

メール fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp